平成３０年度第３回

地域連携推進機構運営会議（メール会議）　議事次第

日　時：平成３０年６月１９日（火）（メール送信日）～６月２０日（水）（意見等期限日）

【議題】

＜審議事項＞		資料番号
１	国立大学法人琉球大学、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアーコミューター株式会社及び日本航空株式会社との包括連携に関する協定（案）について	審議１
２	平成３０年度地域協働プロジェクト推進事業審査要領（案）について	審議２
３	平成３０年度公開講座計画書の提出について	審議３

〇審議１資料

・　国立大学法人琉球大学、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアーコミューター株式会社及び日本航空株式会社との包括連携に関する協定書（案）

（審議１参考資料）

・　日本トランスオーシャン航空株式会社と観光産業科学部との包括連携に関する協定書

・　(見消版)日本トランスオーシャン航空株式会社と観光産業科学部との包括連携に関する協定書

〇審議２資料

・　平成３０年度地域協働プロジェクト推進事業審査要領（案）

〇審議３資料

・　公開講座実施計画書

※参考資料

・　地域連携推進機構運営会議 委員名簿（平成３０年４月１日時点）（参考資料１）

※今後の日程

・　第４回 … ６月２６日（火）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟 ４階 第１会議室

・　第５回 … ７月２３日（月）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟 ２階 第２会議室

・　第６回 … ９月２１日（金）　１３：００～１５：００　於：本部管理棟 ２階 第２会議室

【審議１】
平成３０年５月２４日
地域連携推進機構運営会議
（学内手続き方）　承認

国立大学法人琉球大学、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアーコミューター株式会社及び日本航空株式会社との包括連携に関する協定書（案）

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアーコミューター株式会社、日本航空株式会社（以下「乙」という。）は、包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。なお実施時期、実施方法その他具体的な内容については甲乙が協議の上、別途定める。

（１）　教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること
（２）　甲の社員と、乙の学生及び教職員の相互交流に関すること
（３）　乙の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること
（４）　甲の業務に乙の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと
（５）　地域社会の発展・活性化に関すること
（６）　その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（機密保持）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た機密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、第三者に対して開示、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（個人情報の保護）

第４条　甲及び乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報及びその提供元について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏洩してはならない。又、本協定の目的以外に利用してはならない。

（協定期間及び更新）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし有効期間の満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がなければ、当該期間満了日の翌日から起算して１年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協定の解除）

第６条　甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

（協議）

第７条　本協定書に定めのない事項及び本協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第８条　本協定締結の前になされたもので、甲及び乙において個別分野での連携・協力を行っている事項については、本協定に基づくものとみなす。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方署名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年７月９日

甲　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学
学長　　大城　肇

乙　沖縄県那覇市山下町３番２４号
日本トランスオーシャン航空株式会社
代表取締役社長　丸川　潔

沖縄県那覇市山下町３番２４号
琉球エアーコミューター株式会社
代表取締役社長　伊礼　恭

沖縄県那覇市山下町３番２４号
日本航空株式会社
代表取締役社長　赤坂　祐二

（参考１）

日本トランスオーシャン航空株式会社と国立大学法人琉球大学観光産業科学部との包括連携に関する協定書（写）

日本トランスオーシャン航空株式会社（以下「甲」という。）と国立大学法人琉球大学観光産業科学部（以下「乙」という。）は、包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、社会の発展と教養豊かな国際的人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙が協議の上、別途定める。

（１） 教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること
（２） 甲の社員と、乙の学生及び教職員の相互交流に関すること
（３） 乙の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること
（４） 甲の業務に乙の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと
（５） 地域社会の発展・活性化に関すること
（６） その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（機密保持）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た機密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、第三者に対して開示、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（個人情報の保護）

第４条　甲及び乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報及びその提供元について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏洩してはならない。又、本協定の目的以外に利用してはならない。

（協定期間及び更新）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし有効期間の満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がなければ、当該期間満了日の翌日から起算して１年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協定の解除）

第６条　甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

（協議）

第７条　本協定書に定めのない事項及び本協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方署名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年　３月１７日

甲　沖縄県那覇市山下町３番２４号
日本トランスオーシャン航空株式会社
代表取締役社長

丸　川　　潔

乙　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学観光産業科学部
学部長

下　地　芳　郎

（参考２）

（観光産業科学部が締結した協定書からの赤字見消版）

国立大学法人琉球大学、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアーコミューター株式会社及び日本航空株式会社~~と国立大学法人琉球大学観光産業科学部~~との包括連携に関する協定書

国立大学法人琉球大学~~日本トランスオーシャン航空株式会社~~（以下「甲」という。）と~~国立大学法人琉球大学観光産業科学部~~日本トランスオーシャン航空株式会社、日本航空株式会社（以下「乙」という。）は、包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と~~教養豊かな国際的~~人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙が協議の上、別途定める。

（１）　教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること

（２）　甲の社員と、乙の学生及び教職員の相互交流に関すること

（３）　乙の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること

（４）　甲の業務に乙の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと

（５）　地域社会の発展・活性化に関すること

（６）　その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（機密保持）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た機密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、第三者に対して開示、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（個人情報の保護）

第４条　甲及び乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報及びその提供元について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏洩してはならない。又、本協定の目的以外に利用してはならない。

（協定期間及び更新）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１~~０~~年３月３１日までとする。ただし有効期間の満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がなければ、当該期間満了日の翌日から起算して１年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協定の解除）

第６条　甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

（協議）

第７条　本協定書に定めのない事項及び本協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方署名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０~~２９~~年７~~―~~月９~~―~~日

甲　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学
学長　　大城　肇

乙　沖縄県那覇市山下町３番２４号
日本トランスオーシャン航空株式会社
代表取締役社長　丸川　潔

沖縄県那覇市山下町３番２４号
琉球エアーコミューター株式会社
代表取締役社長　伊礼　恭

沖縄県那覇市山下町３番２４号
日本航空株式会社
代表取締役社長　赤坂　祐二

【審議２】
平成３０年６月１４日
地域連携企画室会議　承認

平成３０年度 地域協働プロジェクト推進事業審査要領

地域協働プロジェクト推進事業（戦略的地域連携推進経費）の審査は、以下の要領で行う。

１．審査委員

審査委員は、地域連携推進機構の教員６名で構成する（地域連携企画室長、地域連携企画室所属教員３名、生涯学習推進部門所属専任教員１名、産学官連携部門所属専任教員１名）。

審査委員長は地域連携企画室長を以て充てる。

２．審査方法

審査は、書面審査と合議審査の二段階とする。

書面審査は申請区分（A）（B）ともに「公募要項」の「３．申請区分および申請要件」に示した申請要件に照らし、「５．審査基準」に示した以下の観点および総合評価について採点する。採点者は５名とし、審査委員長はこれに加わらない。

【申請区分（A)】

①事業の適切性（各項目１０点･･･３０点）

○地域の課題を的確に把握し解決を図る取り組みであるか。

○地域の産学官等が保有する多様な資源を有効に活用した取組であるか。

○部局等の強み･特色を活かした事業で、部局等が組織的に推進する取組であるか。

②事業の戦略性（各項目１０点･･･２０点）

○取組が「地域貢献型大学としてのブランド確立に向けた地域貢献事業循環型モデルに関する具体的方策等について（最終答申）」の方向性と整合性を持っているか。

○将来的に持続可能な取組体制（自己資金による実施や自治体・企業等の外部資金による実施）の構築を目指す取組であるか。

③事業の有効性（各項目１０点･･･３０点）

○期間内に一定の成果を創出し地域社会等から評価が得られる事業であるか。

○地域社会への貢献が期待でき、かつ、インパクトの強い事業であるか。

○所要額が、妥当であるか。

④総合評価（その他の魅力や意義等･･･２０点）

【申請区分（B)】

①事業の適切性（各項目１０点･･･３０点）

〇地域の課題を的確に把握する取り組みであるか。

〇地域の産学官等が保有する多様な資源を有効に活用しようとする取組であるか。

〇部局等の強み･特色を活かした事業で、部局等が組織的に推進する取組であるか。

②事業の戦略性（各項目１０点･･･２０点）

〇取組が「地域貢献型大学としてのブランド確立に向けた地域貢献事業循環型モデルに関する具体的方策等について（最終答申)」の方向性と整合性を持っているか。

〇将来的に持続可能な取組体制（自己資金による実施や自治体・企業等の外部資金による実施）の構築を目指す取組であるか。

③事業の有効性（各項目１０点･･･３０点）

〇期間内に課題の明確化やその解決方法および解決のための体制づくりが完了する事業であるか。

〇地域社会への貢献が期待でき、かつ、インパクトの強い事業であるか。

〇所要額が、妥当であるか。

④総合評価（その他の魅力や意義等･･･２０点）

書面審査の結果をもとに、審査委員による合議審査を行う。合議審査の進行は審査委員長がこれを務める。合議審査では書面審査の評点を基に、第３期中期目標期間における戦略的かつ重点的取組の観点から総合的に判断し、採択事業及び採択金額を合議により決定する。

３．その他

その他、審査に関する必要事項等については、審査委員による協議で決定する。

【審議３】
平成３０年６月８日
生涯学習推進部門会議　承認

平成30年度公開講座実施計画書

部局名　　地域連携推進機構

① 講　座　名	政策立案能力基礎プログラム						
② コ　ー　ス	一般	③COC事業の後継事業（予定）との連携の可否	可	④修了証の発行について	要	⑤ 受講対象者	行政、企業、NPO、地域づくりを担う団体、学生、起業家など
⑥ 開 催 会 場	琉球大学 地域国際学習センター 301講義室　ほか					⑦ 募集人数	20人
⑧ 共 催 な ど	沖縄地域社会ビジョン大学院						
⑨受講料の希望額	4,210　円	理由（単価表によらない場合のみ記入）					
⑩ 講 座 の 開 設 趣 旨 ・ 内 容 等	本講座では、沖縄という地域が持つ特性や地域が抱える課題等について、国や地方自治体の公共政策と地域社会を理解し、現場での現状を踏まえた実務経験を政策として形成することができる手法を学修する総論的な内容を扱います。 受講生には、本講義を通じて、沖縄という地域が有する価値は何であるのか、今後どのような形でこの地域に関わるべきであるのかということを、受講生一人一人が考え、受講後も地域社会が抱える様々な問題に対して能動的に取り組む主体となることを期待します。 本講座は、学内及び県内高等教育機関の教員による講義に加え、政策立案を担う外部講師による講話を取り入れるため、沖縄地域社会ビジョン大学院との共催にて実施します。 今年度は、地域の問題を考える際に、持続可能な開発目標であるSDGsの視点も加えることで、地域の共通目標が生まれ、ネットワークが広がることを期待して、「地域づくりとSDGs（持続可能な開発目標）」をテーマとしています。 SDGsの17目標の内、本講座では、①貧困、⑪住み続けられるまちづくり、⑰パートナーシップで目標を達成しよう、に着目していきます。 ※SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2030年までに達成すべき17の目標です。						
⑪ 担当講師（代表者に〇をつける）	〇宮里 大八（琉球大学地域連携推進機構 特命准教授）						
	島袋 純（琉球大学教育学部 教授）						
	濱里 正史（公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 総合コーディネーター）						
	川中 大輔（シチズンシップ共育企画 代表、龍谷大学社会学部 専任講師）						
	大城 喜江子（浦添市立森の子児童センター 館長、一般社団法人まちづくりうらそえ 代表）						
	佐藤 学（沖縄国際大学法学部地域行政学科 教授）						
	稲垣 暁（社会福祉士・防災士）						

⑫ プ ロ グ ラ ム

実施日	時間	講座内容	担当講師
2018/7/13(金)	19:00～21:30	市民調査論	濱里、宮里
2018/7/14(土)	9:30～15:30	市民性教育論～シチズンシップ教育	川中、宮里
2018/7/21(土)	9:30～12:00	人づくりから住み続けられるまちを考える	大城、宮里
2018/7/26(木)	19:00～21:30	政策形成論	佐藤、宮里
2018/7/27(金)	19:00～21:30	メディア論～社会変革のための情報マネジメント～	稲垣、宮里
2018/8/4(土)	9:30～12:00	第1部：地域経営と政策立案　第2部：地域資源を活かすコーディネート ～産学官民連携の事業事例から～	島袋、宮里

⑬ 必要経費希望額の積算内訳	※地域連携推進機構「アクティブ・シンクタンク事業」の予算で執行します。
	合　　計　　0円
⑭ 備　　考	学内外からの講師を招聘し、行政、民間企業、NPO、中間支援組織、大学が連携したモデルをケーススタディを学びながら、政策立案について能力を高める。

平成３０年３月２３日
地域連携推進機構長決定

全学的に実施する公開講座等の実施方針

１．趣旨

この方針は、琉球大学における公開講座等に関する規程（以下「公開講座等規程」という。）第７条の規定に基づき、公開講座等規程第３条第１項の公開講座の実施に関し、必要な事項を定める。

２．目的

本学の教育・研究機能を広く社会に開放し、地域社会の発展に資する学習機会を充実させることで人々の教養や生活文化の向上、健康や社会福祉の増進、職業等に関する専門的知識や技術の革新に貢献することを目的に、地域社会の情勢を鑑み全学的見地から公開講座を企画・実施する。

３．公開講座の要件

（講座の名称）

（１）上記「２．目的」を達成するため、地域連携推進機構が各部局等と共同で企画・実施する公開講座を琉球大学公開講座と称する。

（講座の種類）

（２）琉球大学公開講座は、広く学術資源を提供することで人々の教養や生活文化の向上、健康や社会福祉の増進を図るための「一般コース」と、より高度な内容や専門職・職業人などを対象に専門的知識や技術の修得、再教育の機会の充実を図る「専門コース」とする。なお、琉球大学公開講座は、必要に応じて自治体や公共的団体等からの共催や後援を得ることができ、これを「連携講座」とする。ただし、琉球大学が共催や後援となる講座を琉球大学公開講座として実施することは認めない。

（内容）

（３）講座の内容は上記の「２．目的」に添うものとするとともに、企画・実施に際しては提供部局等ならびに琉球大学の学術資源の公開として相応しい内容とする。なおその場合であっても、講座の内容は中立を保ち、特定の宗教や宗派、政党や政治団体等への勧誘や奨励にならないよう留意が必要である。また講座が特定人に収益を帰属させたり、特定企業の広告・宣伝、販売の促進といった営利の追求にならないよう留意が必要である。

（対象）

（４）琉球大学公開講座の対象は市民一般とし、講座の内容に応じて自由かつ的確に設定するものとする。

（担当講師）

（５）琉球大学公開講座を担当する講師は原則として本学の教職員（常勤）とするが、上記「２．目的」の達成のために特に必要とされる場合は、非常勤教職員や学外者も講師として加えることができる。ただし、招聘にかかる旅費は支出しない。

（回数・時間数）

（６）各講座の回数や時間数は、原則として各講座の目的に応じて設定することができる。総時間数が 10 時間以内、１回２～３時間で３～５回程度の開催を１つの目安とするが、講座の内容や目的によっては１回のみの開講や長期にわたる継続的な開催も可とする。

（会場）

（７）会場は原則として学内とするが、講座の目的や内容によっては学外で開催することもできる。なお、特に当該の学習内容や学習機会が得がたいと判断される場合には離島地域での開催も認められるほか、サテライトキャンパスを用いた双方向型同時配信による講座の実施は特に推奨されるものである。

（経費）

（８）講座を実施するにあたって必要となる経費については、講座内容・募集定員等を勘案し、必要最小限の額にとどめるものとする。また、講座の開催に際し受講者の利益に帰属する教材等（保険料含）は原則として受益者負担（受講者からの実費徴収）とする。

（受講料）

（９）受講料の設定は「国立大学法人琉球大学料金規程」によるものとする。

４．講座の募集・応募

（１）講座の募集は地域連携推進機構長（以下、「機構長」という）が部局等の長に対し文書をもって依頼するものとする。募集は年１回行うが、必要に応じて追加の応募をすることができる。

（２）応募は各部局等単位で行い、各部局等の学術資源の公開として相応しい講座を「一般コース」２講座以上、「専門コース」１講座以上とする。

５．講座計画の審議及び決定

（１）当該年度に実施する講座及び上記「３．公開講座の要件」にかかる講座の詳細については、提出された各実施計画案をもとに地域連携推進機構運営会議（以下、「運

営会議」という）で審議し決定する。

（２）実施計画案の修正・変更については、機構長、関係部局等の長等、担当予定講師等で協議し、その結果をもとに生涯学習推進部門会議で審議し決定する。

（３）当該年度に実施する公開講座の詳細が決定した場合は文書をもって各部局等の長に通知するものとする。

（４）なお、本機構が企画する講座の実施計画案についても、運営会議において審議するものとする。

６．その他

その他琉球大学公開講座の企画・実施・評価に必要となる事項については、運営会議において適宜審議し決定するものとする。

附　則

１　この実施方針は，平成３０年４月１日から施行する。

２　琉球大学公開講座実施方針（平成２８年１１月２８日地域連携推進機構長決定）は，廃止する。

参考資料１

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

（平成３０年４月１日時点）

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 （理事・副学長（地域連携・地域医療・キャンパス移転担当））	須加原（すがはら）　一博（かずひろ）	１号委員	議長
2	副機構長 兼 産学官連携部門長 （副学長・副理事（産学官連携担当））	屋（おく）　宏典（ひろすけ）	２号委員	議長代行
3	地域連携企画室長 （生涯学習推進部門　教授）	背戸（せと）　博史（ひろふみ）	３号委員	
4	生涯学習推進部門長 （人文社会学部　教授）	遠藤（えんどう）　光男（みつお）	４号委員	
5	産学官連携部門　准教授	玉城（たまき）　理（おさむ）	５号委員	専任教員
6	生涯学習推進部門　准教授	柴田（しばた）　聡史（さとし）	５号委員	専任教員
7	地域連携企画室　特命准教授	小島（こじま）　肇（はじめ）	６号委員	特命教員
8	地域連携企画室　特命准教授	島袋（しまぶくろ）　亮道（あきみち）	６号委員	特命教員
9	地域連携企画室　特命准教授	宮里（みやざと）　大八（だいや）	６号委員	特命教員
10	産学官連携部門　特命准教授	下地（しもじ）　みさ子（こ）	６号委員	特命教員
11	生涯学習推進部門　特命准教授	空閑（くが）　睦子（むつこ）	６号委員	特命教員
12	産学官連携部門　教授 （熱帯生物圏研究センター）	新川（あらかわ）　武（たけし）	７号委員	併任教員 (任期：平成30年4月1日～平成31年3月31日)
13	産学官連携部門　教授 （工学部）	瀬名波（せなは）　出（いずる）	７号委員	併任教員 (任期：平成30年4月1日～平成31年3月31日)
14	総合企画戦略部長	新田（にった）　早苗（さなえ）	９号委員	
15	総合企画戦略部 地域連携推進課長	金城（きんじょう）　徹（とおる）	１０号委員	